

(2) 仲介手数料補助金<売買物件のみ> 問い合わせ先：建設部都市住宅課 0795-74-2364

売買契約が成立した際に、宅地建物取引業者に支払った仲介手数料及び現地調査等の費用の一部を補助します。

対象 登録申込者
(空き家所有者)

○補助の内容

- ・補助対象経費の1/2、上限5万円

○補助金交付申請の時期…売買契約が成立し、仲介手数料等を支払った後

！注意

- ・<補助制度利用までの流れ>の①～③をすべて行った物件を対象にしています。
- ・仲介手数料等を支払った年度内に補助金交付申請をしてください。年度内に申請がないものは、補助金の交付ができません。

(3) 家財道具等撤去費補助金 問い合わせ先：建設部都市住宅課 0795-74-2364

売買・賃貸借契約が成立した後に実施する家財道具等の撤去に係る費用の一部を補助します。

対象 登録申込者
(空き家所有者)

○補助の内容

- ・補助対象経費の1/2、上限5万円
- ・補助対象経費…次の項目に該当するものを補助対象経費とします。
 - * 市内に事業所を有する一般廃棄物収集運搬許可業者に委託した家財道具等の収集・運搬等の費用
 - * 丹波市クリーンセンターへの持ち込み手数料
 - * 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に規定の家電4品目の収集・運搬・リサイクル料

○補助金交付申請の時期…売買・賃貸借契約が成立し、家財道具等撤去を行い、代金を支払った後
※事前に「家財道具撤去費補助金利用届出書」を都市住宅課にご提出ください。

！注意

- ・<補助制度利用までの流れ>の①～③をすべて行った物件を対象にしています。
- ・補助金交付申請時に家財撤去前・撤去中・撤去後の写真の提出が必要です。必ずご用意ください。
- ・丹波市の一般廃棄物収集運搬許可業者は、[丹波市のホームページにある「丹波市ごみ分別パンフレット」](#)をご確認ください。
また、一般廃棄物として処分した費用のみを補助対象とします。（産業廃棄物の処分費は補助対象外です。）
- ・代金を支払った年度内に補助金交付申請をしてください。年度内に申請がないものは、補助金の交付ができません。

その他の空き家に関する補助制度 問い合わせ先：建設部都市住宅課 0795-74-2364

◆空き家適正管理促進事業補助金

空き家等の適正管理に係る業務を、丹波市空き家管理事業者登録・紹介制度に基づき登録している空き家管理事業者に依頼して実施する費用の一部を補助します。丹波市住まいるバンクに登録がない空き家等も対象です。

○補助の内容

- ・補助対象経費の1/2、上限5万円
- ・補助対象経費…①外観調査・点検、②宅内清掃、③宅内の通風等、④建築資材等の飛散及びはく落防止、⑤敷地内の清掃・除草業務等に要する経費

○補助金交付申請の時期…業務着手前（業務委託契約前）

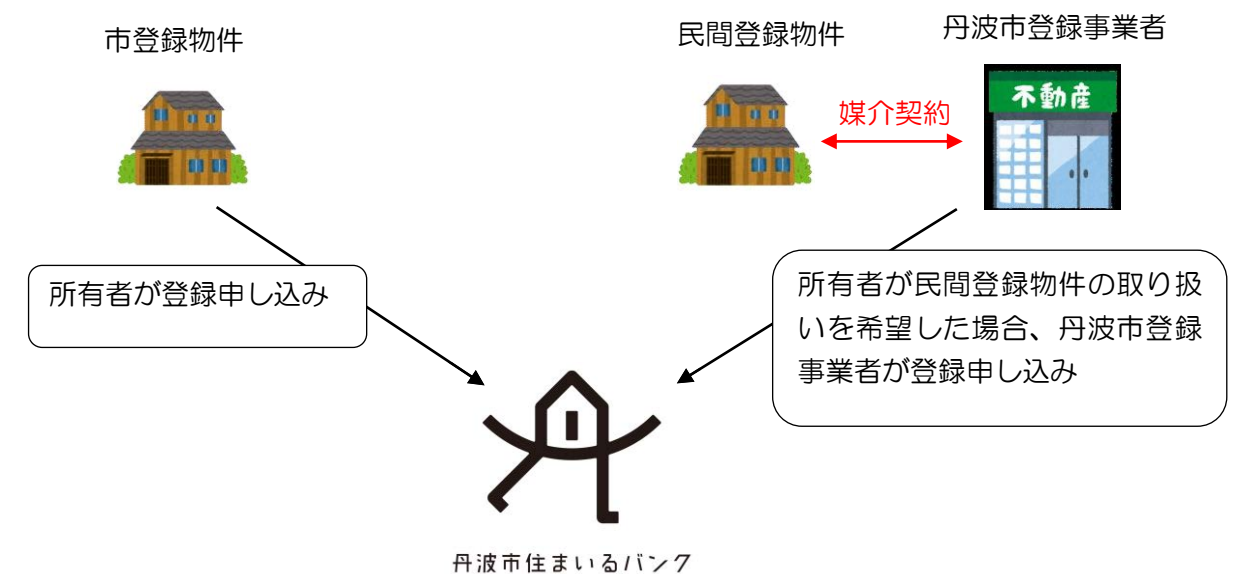


丹波市住まいるバンク

丹波市内にある空き家を売りたい・貸したい方の物件情報を集め、丹波市内の空き家を買いたい・借りたい方への情報提供と、地域とのマッチングを行います。

「丹波市住まいるバンク」について

丹波市住まいるバンクでは、市に直接登録する「市登録物件」と、丹波市の登録事業者が媒介している「民間登録物件」を取り扱っています。



「市登録物件」「民間登録物件」として丹波市住まいるバンクに登録された空き家を対象にご利用いただける制度があります（次ページ参照）。要件等ございますので、事業実施前にお問い合わせください。

売買のみ 対象

①空き家とセットの農地は、下限面積を1アールに設定

「楽しむ農業」を応援します！

丹波市内の農地を取得するためには、丹波市農業委員会の農地法第3条に基づく許可が必要です。農地の権利移動の要件には、次のような項目があります。

- ①農地のすべてを効率的に利用して耕作すること（すべて効率利用要件）
- ②農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- ③周辺の農地利用に悪影響を与えないこと（地域との調和要件）
- ④取得後の農地面積の合計が基準面積以上であること（下限面積要件）

丹波市住まいるバンクでは、丹波市内の空き家を購入、移住、定住し楽農生活を求める方が、出来る限り農地を取得してもらうため、④下限面積要件について、次の項目をすべて満たす農地については、下限面積を1アールに設定してもらうよう、丹波市農業委員会に依頼します。

- ①丹波市住まいるバンクに登録されている空き家とセットで売買される農地
- ②農業振興地域の農用地区域以外の農地
- ③空き家に隣接し、当該空き家に居住する者が管理、耕作することが適切と考えられる農地
- ④現在何ら耕作がされておらず、将来的にも耕作者がいないと認められる農地

また、下限面積の緩和について、農地の位置、境界等について正確な聞き取りが必要となりますので、物件調査時に聞き取りを行います。物件所有者の方は、ご協力お願いいたします。

！次の項目に一つでも該当すると、下限面積の緩和対象となりません

- ①農地法、農業経営基盤強化促進法により権利設定されている農地
- ②農地中間管理権が設定されている農地
- ③作業受委託契約がされている農地
- ④多面的機能支払交付金事業や中山間地域直接支払交付金事業の対象となっている農地
- ⑤地域等が取り組む集団的営農活動に参加している農地
- ⑥現況が山林化等非農地状態となっており、復田が困難な農地

購入を検討されている方へ

下限面積の緩和は、遊休農地の発生を抑える目的もあります。空き家を購入された後、なお、耕作されない状態が続くと、結果的に再び遊休農地が発生することとなり、本来の趣旨から外れてしまいます。購入される場合は、購入先に移住・定住され、積極的に耕作される方をより歓迎します。

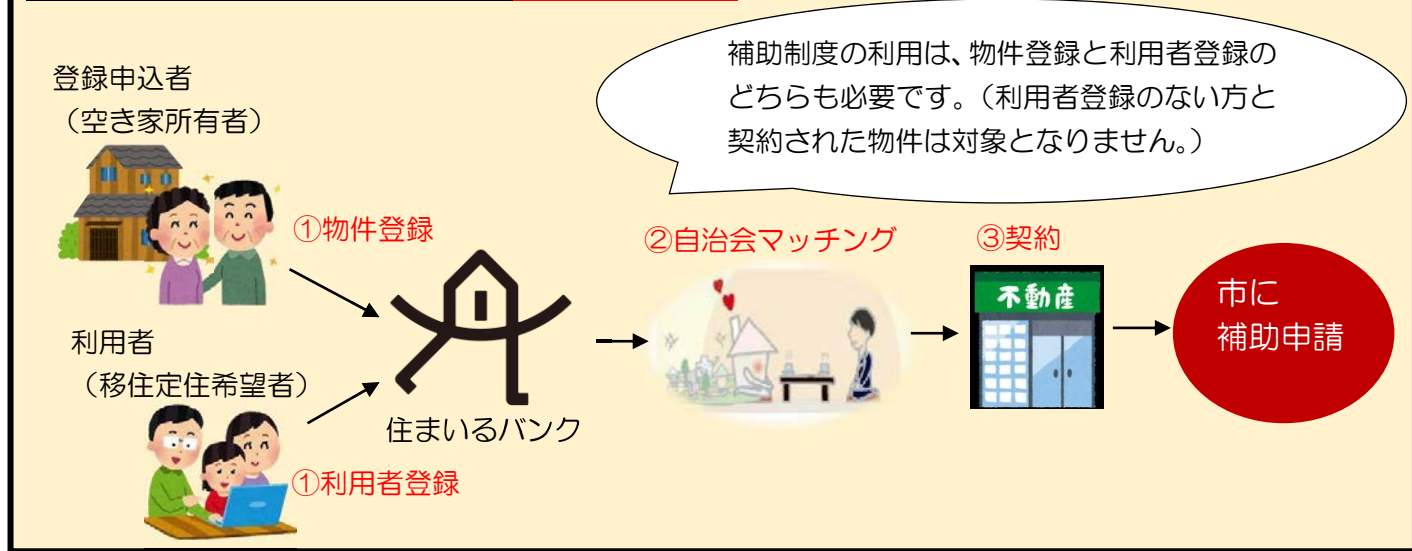
売買 or 賃貸 対象

住まいるバンクを活用した補助制度

空き家の改修費・仲介手数料・家財道具等撤去費を補助します！

住まいるバンクを介して空き家の売買・賃貸契約を締結された場合、次の補助制度を利用いただけます。補助制度の利用までの流れ・補助制度の内容は、次のとおりです。

＜補助制度利用までの流れ＞①～③は必須



(1) 空き家利活用促進事業補助金

問い合わせ先：建設部都市住宅課 0795-74-2364

居住又は開業するために、空き家等の機能回復又は修繕、模様替え、設備改善等の改修工事を行う場合に補助をします。

○補助の内容

- ・補助のタイプ 居住型 ・ 開業型 (併用はできません)
- ・補助金額 補助対象経費の1/2、上限50万円
- ・補助対象経費 空き家の機能回復等に係る工事に要する経費(外構工事等は除きます)

○補助金交付申請の時期…売買・賃貸借契約後から工事着手前(請負契約前)の間に申請してください。

！注意

- ・＜補助制度利用までの流れ＞の①～③をすべて行った物件が補助対象となります。
- ・売買又は賃貸借契約後2年以内に補助金の交付申請をしてください。
- ・補助金交付後1年以内に空き家の利活用を始めること、5年以上利活用することが必須です。(条件を満たさない場合、補助金を返還していただくことになります)
- ・補助金交付決定後、着手(請負契約)となります。補助金交付決定までに着手又は完成している工事は対象となりません。
- ・補助金交付申請・決定があった年度内に工事を完成し、実績報告をしてください。年度内に工事が終わらない場合、補助金の交付はできません。
- ・実施する改修工事に対して、国、県、市の他の補助制度との併用はできません。

対象 登録申込者(空き家所有者)か利用者(移住定住希望者)のどちらか一方のみ